

公益社団法人 日本ストリートダンス教育研究所

G.S.R. レベルテスト受検者規約

<第1章 総則>

第1条（基本方針）

1. 公益社団法人日本ストリートダンス教育研究所（以下、「JSDEI」という）は、本検定の手続き及び本検定の運営について、この規約（以下、「本規約」という）に定めるところにより、公正かつ厳正に実施します。
2. 本検定を受検しようとする者は、本規約に同意した上で、受検の手続きを行うものとします。

第2条（公示方法）

1. 本検定の実施にかかる、受検料、実施会場、検定日等については、ホームページに掲載する方法等により公示します。

第3条（受検の手続き）

1. 本検定を受検しようとする者は、JSDEIの定める申込受付期間内に、JSDEI指定の受検申込書に必要事項を記入し、受検料と共に G.S.R. レッスンスタジオ会員に入会している団体に提出するものとします。
2. 前項の手続きに関し、JSDEIの指示に従わない場合または本規約に同意しない場合、JSDEIは受検申込を受け付けない場合があります。
3. JSDEIは必要に応じて、本検定を受検しようとする者に対し、第1項に掲げる手続き以外の手続きによる受検申し込みを受け付ける場合があります。

第4条（書類の返還）

1. 受検申込書等、本検定を受検するにあたり提出された書類は、返還しません。

第5条（受検上の順守事項）

1. 受検者は、JSDEIの定める検定開始時刻までに、受検会場内の指定の部屋に入室し、受付を済ませなければなりません。
2. 受検者は、検定中、JSDEIの職員及び検定の審査をする者その他検定の係員の指示に従い、受検しなければなりません。
3. 受検者は、検定中、JSDEIの職員及び検定の審査をする者その他検定の係員の承認を受けずに第1項の部屋から退出してはいけません。
4. 受検者は、第1項、第2項、第3項の規定のうち、いずれかに違反した場合、その受

検資格を失う場合があります。

第6条（不正行為等）

1. 受検者が、本検定実施中に、次の各号に掲げる行為を行った場合、これを不正行為とみなします。
 - （1）他の受検者の受検を妨害する行為を行った場合
 - （2）氏名等を偽って受検した場合
 - （3）その他、不正な行為であると、JSDEI の職員及び検定の審査をする者その他検定の係員が認める行為を行った場合
2. 前項各号に掲げる不正行為を行った場合、受検者は、その回の本検定の受検資格を失い、失格となります。
3. JSDEI は、不正行為を繰り返す者、または繰り返す恐れがあると判断した者につき、受検申込を受け付けない場合があります。

第7条（受検料の返還）

1. 受検者が払い込んだ受検料の返還はできません。

第8条（改廃権限）

1. 本規約の改廃権限は、JSDEI に帰属します。

第9条（施行）

1. 本規約は、2018年5月10日から施行する。